

高等学校等学び直し支援金のお知らせ (高校を中途退学し、再入学をした方へ)



高校を中途退学して、再入学した場合に学び直しの支援があると聞きましたが、どのような制度ですか？

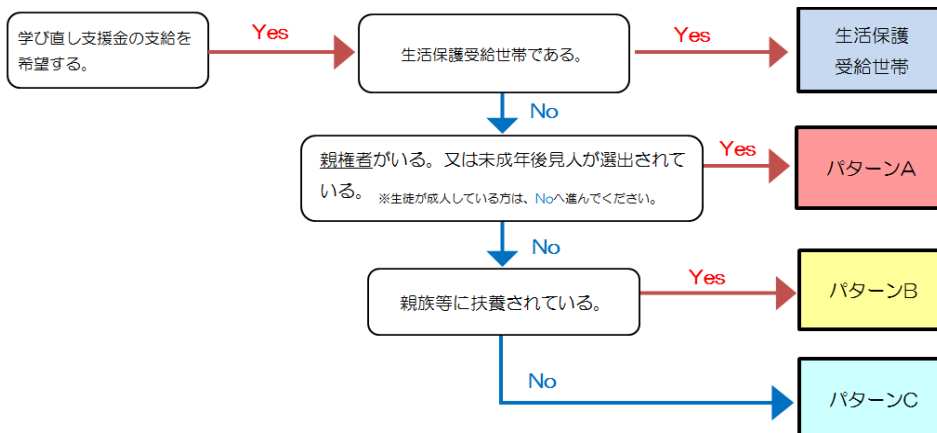
卒業するまでに就学支援金の支給期間36か月（定時制及び通信制の場合48か月）を超えてしまう場合があります。その場合、最長12か月（定時制及び通信制は24か月）まで、就学支援金相当の支援を行う制度です。



●以下の全てに該当する方が対象となります。

- 1 日本国内に住所を有する方
- 2 高等学校等を卒業又は修了していない方
- 3 全日制の課程、中等教育学校の後期課程に通算して36か月、定時制及び通信制の課程に通算して48か月を超えて在学する方。ただし、単位制による定時制又は通信制の課程の場合、就学支援金の支給期間である48か月を超えない方でも、履修単位数が74単位を超える方は該当します。
- 4 就学支援金制度の対象者である方(平成26年4月以降に(再)入学した方)
- 5 高等学校等を中途退学したことのある方(転退学を含む)
- 6 高等学校等の在学期間が通算して48か月(定時制及び通信制の場合は72か月)を超えない方
- 7 単位制による定時制又は通信制の課程に入学した方は、入学した学校の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、入学した学校における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74単位を超えていない方
- 8 保護者等の区市町村民税所得割額と都道府県民税所得割額の合計が50万7,000円未満の方

申請に必要な書類は以下のとおりです。



パターン	必要書類	
生活保護受給世帯	①申請書兼収入状況届出書	1枚
	②生活保護受給証明書(申請日前3か月発行のもの) 4月～6月申請については平成31年1月1日現在で生活保護受給者であることがわかるもの、 7月以降の申請については令和2年1月1日現在で生活保護受給者であることがわかるもの。	1枚
A	①申請書兼収入状況届出書	1枚
	②マイナンバー収集台紙(親権者全員又は未成年後見人の内容記載のもの) ★マイナンバー収集台紙の作成方法は、②マイナンバー収集台紙の裏面を確認してください。	1式
B	①申請書兼収入状況届出書	1枚
	②マイナンバー収集台紙(扶養者の内容記載のもの) ★マイナンバー収集台紙の作成方法は、②マイナンバー収集台紙の裏面を確認してください。	1式
	③生徒本人の健康保険証の写し	1枚
C	①申請書兼収入状況届出書	1枚
	②マイナンバー収集台紙(生徒本人の内容記載のもの) ★マイナンバー収集台紙の作成方法は、②マイナンバー収集台紙の裏面を確認してください。	1式
	③生徒本人の健康保険証の写し	1枚

※「②マイナンバー収集台紙」を御提出後、税情報が取得できない場合、別途課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

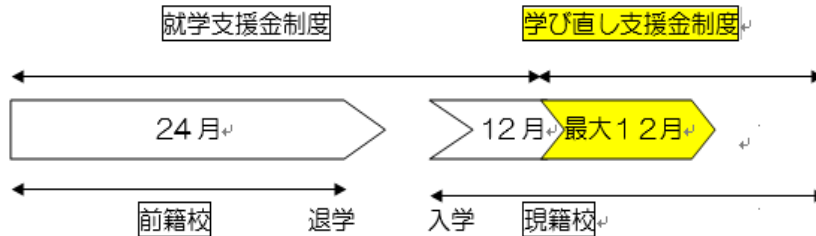
※ 提出書類で住民票が必要な場合、マイナンバーの収集対象となっていない方のマイナンバーは、復元できないように黒塗りした上で提出してください。

制度の詳細については、進学先(在籍する)の学校にお問合せください。

<主な事例1> 全日制に通う方が退学し、全日制に再び入学した場合

Q1 全日制高校に在学し、24か月間就学支援金制度の対象となった後退学した方が、全日制高校に再び入学した場合は、学び直し支援金制度の対象となりますか。

A1 全日制高校の場合、36か月間は就学支援金制度の対象となるため、最初の12か月（※）は就学支援金制度の対象となり、その後最大12か月学び直し支援金制度の対象となります。
（※ 36か月-24か月=12か月）



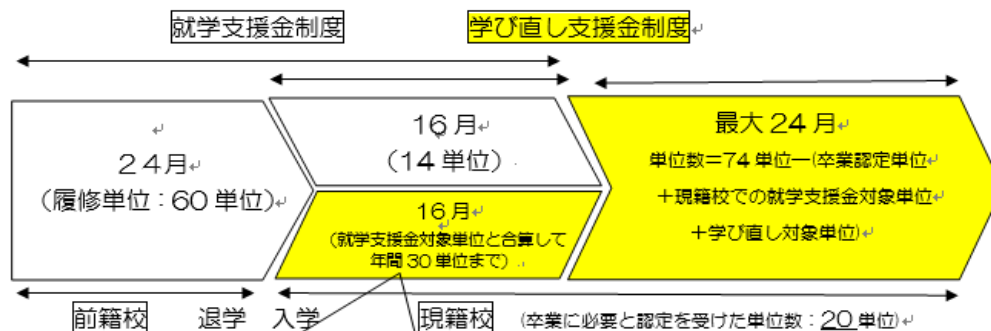
<主な事例2> 全日制に通う方が退学し、定時制（単位制）に再び入学した場合

Q2 全日制高校（学年制、履修単位60単位）に在学し、24か月間就学支援金制度の対象となった後退学した方が、定時制高校（単位制、卒業認定単位20単位）に再び入学した場合は、学び直し支援金制度の対象となりますか。（※卒業認定単位=入学した学校の卒業に必要な単位として認定を受けた単位）

A2 定時制高校（単位制）の場合、48か月間・74単位は就学支援金制度の対象となります。また、異なる課程での再入学の場合は、在籍月数の換算を行います。そのため、残りの16か月・14単位（※1）は就学支援金制度の対象となり、74単位を超過した分に係る授業料は、40単位まで（※2）学び直し支援金の対象となります。

（※1 48か月-24か月×4/3=16か月、74単位-60単位=14単位）

（※2 74単位-卒業認定単位20単位-再入学後の就学支援金対象単位14単位=40単位）



就学支援金の支給単位が0になると、残りの単位が学び直し支援金対象となります。（※就学支援金と合算して年間上限30単位まで）

ア、就学支援金を支給している期間は、学び直し支援金の支給期間(定通)の上限24月には含まれません。

イ、現籍校では、卒業認定単位、現籍校での就学支援金対象単位、学び直し支援金対象単位を合算して74単位を超えない単位数が学び直し支援金の対象単位です。

ウ、学び直し支援金は、全支給期間を通して74単位が上限です。